

第3次生駒市環境基本計画改定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

生駒市では脱炭素社会への移行や循環型社会の形成、自然共生社会の構築などの社会的な要請に対応するため、平成31年3月に『第3次生駒市環境基本計画』を策定し、「豊かな自然と市民力を活かし、持続可能な未来を築くまち いこま」を実現するため、環境・経済・社会を総合的に捉え、多様な主体とともに、豊かな自然に恵まれた本市の特長を活かした持続可能なまちづくりを進めている。

本計画において、社会情勢の変化に応じて5年後を目途に計画を見直し、更新することを定めているため、国や社会の動向の変化に応じた修正を加えるとともに、令和5年4月に本市が脱炭素先行地域に選定されたこと等を踏まえた改定を行う。

(2) 業務名

第3次生駒市環境基本計画改定支援業務

(3) 業務内容

第3次生駒市環境基本計画改定支援業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約の日から令和7年3月31日

2. 業務に要する費用（予定価格）

5,618,000円（税込）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、公示日において、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日までの間、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 公示日現在から過去5年間に於いて、国又は地方公共団体の発注する環境に関する計画等の策定又は改定に関する業務の受託実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(7) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和6年6月12日（水） 17時00分まで（必着）

(2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メール又はFAXにて提出すること。

メールアドレス：eco-model@city.ikoma.lg.jp

FAX：0743-75-8125

※電子メール又はFAX以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答日：令和6年6月17日（月） 13時00分

(4) 回答方法：生駒市公式ホームページ上で回答する。

5. 企画提案書等の作成及び提出

本業務に関する企画提案を行おうとする者は、次に規定する書類等を作成し、下記提出期限までに、持参又は郵送により事務局に提出すること。

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部・副本8部

ア 会社概要（様式3）

イ 業務実績調書（様式4）

※ 業務実績調書に記載した業務の契約書、仕様書等業務内容が分かる資料の写しを添付すること。

ウ 業務担当者調書（様式5）

エ 統括責任者の経歴及び実績等調書（様式6-1）

オ 主担当者の経歴及び実績等調書（様式6-2）

カ 再委託調書（様式7） ※再委託する場合のみ

キ 工程表（様式8）

ク 企画提案書（任意様式）

※ 「6. 企画提案書の作成要領」に基づき作成すること。

ケ 参考見積書（任意様式）

※ 仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。

※ 参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となるため、留意すること。

※ 押印しない場合、会社の「住所」、「会社名」、「代表者名」のほか、「発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先(電話番号又はメールアドレス)」を記入すること。

(2) 提出期限等

① 提出期限：令和6年6月25日（火） 17時00分まで（必着）

② 提出場所：生駒市役所 地域活力創生部 SDGs推進課（市役所2階23番）

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

6. 企画提案書の作成要領

(1) 企画提案書（任意様式）には、次の内容を記載すること。

① 「第3次生駒市環境基本計画改定支援業務仕様書」の業務内容に沿って提案すること。

② 仕様書以外にも有益な提案があれば記載すること。

(2) 企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること

① 匿名での提案審査が可能となるよう、企画提案書には提案者名が推定できる記載を行わないこと。

② 目次及びページ番号を付し、必要に応じ図表を使用するなどして見やすいものとする

こと。

③ ページ数は、表紙・目次を除きA4版10ページ以内（片面刷り）とする。

④ モノクロ、カラーは問わない。

⑤ 正本と副本の内容は、字体・色等を含め全て同一とすること。ただし、正本と副本と

が識別できるよう提出すること。

7. 審査方法

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8(1)～(3)で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。

ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

…実施日：令和6年7月1日（月）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施して再評価し、最も優れている提案を特定する。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認められる場合は、特定者としなないことができるものとする。また、審査委員会が一定の評価に達した者がいないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとする。

…実施日：令和6年7月10日（水）予定

第1次審査を省略する場合は、第2次審査を7月1日（月）に実施します。

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみに、ヒアリング等を実施する旨を通知する。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知する。

8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

■ 事業者・参考見積書 評価基準

審査項目	評価基準	配点
① 会社の業務実績	同種業務の実績（過去5年間の国又は地方公共団体の発注する環境に関する計画等の策定又は改定に関する業務実績）	5点
② 統括責任者の業務実績	同種業務の実績（過去5年間の国又は地方公共団体の発注する環境に関する計画等の策定又は改定に関する業務実績）	5点
③ 主担当者の業務実績	同種業務の実績（過去5年間の国又は地方公共団体の発注する環境に関する計画等の策定又は改定に関する業務実績）	5点
④ 参考見積金額（見積金額が予定価格を越えた場合は失格とする）	予定価格（5,618,000円（消費税及び地方消費税10%を含む））に対する見積額の比率に応じて加点	10点
小計		25点

■ 計画策定 評価基準

審査項目	評価基準	配点
① 国や社会情勢の動向の整理	・ 生駒市を取り巻く環境及び環境関連施策を的確に理解しているか。 ・ 生駒市が取るべき方向性を明確にする上で、国や社会情	10点

	勢の動向等を踏まえて、自治体に求められる役割を的確に理解しているか。	
② 成果・課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年度から令和 5 年度までの取組の成果と課題を整理するための手法が示されているか。 市民等の意見を聴取する手法が示されているか。 	10 点
③ 将来像と 4 つの目標の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①を踏まえ、本市の関係計画（「第 3 次生駒市環境モデル都市アクションプラン」、「生駒市地球温暖化対策実行計画」、「生駒市 S D G s 未来都市計画」、「脱炭素先行地域計画提案書」。以下「現計画」という。）との整合性を図った上で、将来像及び 4 つの目標の見直しの方向性及びその考え方が示されているか。 素案作成に向け、効果的・効率的な見直し手法が提案されているか。 	10 点
④ 代表指標・モニター指標と目標値の見直し及び具体的な取組の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①～③を踏まえ、代表指標と目標値の見直しの方向性及びその考え方が示されているか。 ①～③を踏まえ、具体的な取組の見直しの方向性及びその考え方が示されているか。 	10 点
⑤ リーディングプロジェクトの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ①～④を踏まえ、リーディングプロジェクトの見直しの方向性及びその考え方が示されているか。 市民・事業者との協働の取組を促進させる視点や生駒市の環境・社会・経済面の課題解決につながる視点が盛り込まれた提案がされているか。 野心的かつ実現可能な提案がされているか。 	15 点
⑥ 企画提案の明瞭度・意欲	<ul style="list-style-type: none"> 企画提案書がわかりやすく説得力があり、説明や質問に対する回答が明確でわかりやすいか。また、業務に対する十分な理解度、熱意及び意欲を有しているか。 	10 点
⑦ 追加提案等	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に記載されている以外の優れた追加提案があるか。 	5 点
⑧ スケジュール管理	<ul style="list-style-type: none"> 各工程において、適切な作業時間が確保されており、本業務を無理なく遂行できる現実的な工程となっているか。 	5 点
	小計	75 点

9. 日程

公示	令和 6 年 6 月 5 日（水）	
質問書の提出期限	令和 6 年 6 月 12 日（水）	17 時 00 分まで
質問への回答	令和 6 年 6 月 17 日（月）	13 時 00 分
企画提案書等受付締切	令和 6 年 6 月 25 日（火）	17 時 00 分まで
第 1 次審査	令和 6 年 7 月 1 日（月）	

第2次審査	令和6年7月10日(水)
結果通知・公表	令和6年7月11日(木)(予定)
契約締結・業務開始	令和6年7月下旬(予定)

10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

11. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。その際、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の統括責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

13. 担当部署(提出・問合せ先)

〒630-0288 生駒市東新町 8-38

生駒市 地域活力創生部 SDGs推進課 (2階 23番窓口)

TEL 0743-74-1111 (内線 2120・2121)

FAX 0743-74-8125

E-mail eco-model@city.ikoma.lg.jp

(執務時間：土曜日、日曜日、祝日を除く 8:30~17:15)